

理・美容所における施設基準等

1 施設の区画・区分

- ・外部と完全に区画し、居室と区別すること。(条例第5条第1号)
- ・作業場と待合所を設け、明確に区分することが望ましい。(要領 2-5)

2 広さ (条例第5条第2号)

理・美容イス	作業場面積 (内法で算定)
2台まで	9.9m ² (3坪、6畳) 以上
3台	13.2m ² (4坪、8畳) 以上
4台	16.5m ² (5坪、10畳) 以上
5台	19.8m ² (6坪、12畳) 以上

※以下1台増加ごとに3.3m²以上を増やすこと。

3 洗い場

- ・作業所内に手指及び器具等を洗浄するために設置すること。(条例第5条第4号)
- ・給湯可能な流水式のものにすることが望ましい。(要領 2-12)
- ・排水管に臭気を防止するトラップを設けること。(条例第5条第5号)
- ・手指を消毒できる薬用せっけん等を備えることが望ましい。(要領 3-1-(10))

4 トイレ

- ・トイレを設ける場合、隔壁等により作業場と区分され、専用の手洗設備を有することが望ましい。(要領 2-10)
- ・手指を消毒できる薬用せっけん等を備えることが望ましい。(要領 3-1-(10))

5 洗髪設備

- ・作業場内に設置すること。(条例第5条第4号)
ただし、頭髮に係る業務を行わない場合は設置しなくてもよい。
- ・給湯可能な流水式のものにすることが望ましい。(条例第5条第4号)
- ・排水管に臭気を防止するトラップを設けること。(条例第5条第5号)

6 天井、床、腰板の構造

- ・天井はじんあいの落下を防ぎ、清掃しやすい構造にすること。(条例第5条第3号)
- ・床、腰板は、コンクリート、タイル、リノリューム又は板等の不浸透性材料を用いること。(法規則第26条第1号)

7 採光、照明及び換気

- ・採光及び照明は、作業面の照度が 100 ルクス以上となる設備を設けること。又、300 ルクス以上が望ましい。(法規則第 27 条第 1 号、要領 4-4-(1))
- ・換気は、空気 1 リットル中の炭酸ガスの量が 5 m³ 以下となるように窓等の換気口を設けること。又、換気扇を設けることが望ましい。(法規則第 27 条第 2 号、要領 2-11-(1))

8 使用器具等の収納ケース

- ・消毒済と未消毒の器具を区別して格納できる容器を備えること。(条例第 4 条第 9 号)

9 汚物箱、毛髪箱

- ・ふた付きのものを備えること。(法規則第 26 条第 3 号)

10 救急薬品

- ・外傷に対する処置のために必要な薬品 (消毒液)、衛生材料を常備すること。
(条例第 5 条第 6 号)

11 パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等

- ・医薬部外品及び化粧品として、医薬品医療機器等法による承認を受けたものを適正に使用し、安全衛生に充分留意することが望ましい。(要領 4-27)

12 動物、昆虫

- ・作業場に入れないようにし、定期的に駆除すること。(条例第 5 条第 8 号)

13 消毒

- ・適切な消毒設備を用意すること。(法規則第 25 条)

※法規則：理容師法施行規則 又は 美容師法施行規則

※条例：理容師法施行条例 又は 美容師法施行条例

※要領：理容所及び美容所における衛生管理要領